

ショートステイ 遊生の里 利用料金表【負担割合1割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費(Ⅰ)』です。

負担段階 ※1	介護度	基本報酬 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額(1日)	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額(1日)	最終合計 金額(1日)	送迎 ※4
第4段階	要支援1	529	18	¥557	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,273	184
	要支援2	656	18	¥686	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,402	
	要介護1	704	44	¥761	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,477	
	要介護2	772	44	¥830	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,546	
	要介護3	847	44	¥907	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,623	
	要介護4	918	44	¥979	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,695	
	要介護5	987	44	¥1,049	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,765	
第3段階②	要支援1	529	18	¥557	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,287	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,416	
	要介護1	704	44	¥761	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,491	
	要介護2	772	44	¥830	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,560	
	要介護3	847	44	¥907	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,637	
	要介護4	918	44	¥979	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,709	
	要介護5	987	44	¥1,049	¥1,370	¥1,360	¥2,730	¥3,779	
第3段階①	要支援1	529	18	¥557	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥2,957	
	要支援2	656	18	¥686	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,086	
	要介護1	704	44	¥761	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,161	
	要介護2	772	44	¥830	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,230	
	要介護3	847	44	¥907	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,307	
	要介護4	918	44	¥979	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,379	
	要介護5	987	44	¥1,049	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,449	
第2段階	要支援1	529	18	¥557	¥880	¥600	¥1,480	¥2,037	
	要支援2	656	18	¥686	¥880	¥600	¥1,480	¥2,166	
	要介護1	704	44	¥761	¥880	¥600	¥1,480	¥2,241	
	要介護2	772	44	¥830	¥880	¥600	¥1,480	¥2,310	
	要介護3	847	44	¥907	¥880	¥600	¥1,480	¥2,387	
	要介護4	918	44	¥979	¥880	¥600	¥1,480	¥2,459	
	要介護5	987	44	¥1,049	¥880	¥600	¥1,480	¥2,529	
第1段階	要支援1	529	18	¥557	¥880	¥300	¥1,180	¥1,737	
	要支援2	656	18	¥686	¥880	¥300	¥1,180	¥1,866	
	要介護1	704	44	¥761	¥880	¥300	¥1,180	¥1,941	
	要介護2	772	44	¥830	¥880	¥300	¥1,180	¥2,010	
	要介護3	847	44	¥907	¥880	¥300	¥1,180	¥2,087	
	要介護4	918	44	¥979	¥880	¥300	¥1,180	¥2,159	
	要介護5	987	44	¥1,049	¥880	¥300	¥1,180	¥2,229	

1単位＝10.17円

- ※1 第4段階：下記第1段階～第3段階以外の方
第3段階②：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方
第3段階①：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第2段階：世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第1段階：生活保護を受けている方など
- ※2 【上表で計上している加算】
・夜勤職員配置加算(Ⅱ)：18単位／日 ※介護予防は除く
・看護体制加算(Ⅱ)：8単位／日※介護予防は除く
・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)：18単位／日
【上表で計上していない加算】
・若年性認知症利用者受入加算：120単位／日 ※対象者のみ算定する
・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：(基本部分単位数＋各種加算単位数)×17.6%が別途かかります。
- ※3 食費1日につき、おやつ代として150円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。
食費 1,650円／日(朝 410円・昼 620円・夕 620円)
- ※4 送迎をご利用になる場合は、片道184単位がかかります。
(通常の送迎範囲) 新潟市(西蒲区全域)
- ※5 特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。
- ※6 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割(3割)となります。その場合、表中網掛けの『サービス利用料金合計額(1日)』の金額が2倍(3倍)になります。